## 西日本区緊急災害対応規則

(目的)

第 1 条 日本国内で甚大な災害が発生した場合に、西日本区ワイズメンズクラブとしてどのように対応するか、基本的なルールを定めておく。なお、国外においても特別に重大な災害が発生した場合には、この規則に準じて取り扱うことが出来る。

(災害対策本部の設置と解散)

- 第 2 条 国内で甚大な災害が発生した場合には、理事は災害発生から2日以内に常任役員会を開催(電話又はメールも可とする)し、 西日本区の災害対策本部を立ち上げ西日本区内の全クラブと東日本区や日本 YMCA 同盟等の関係先に通知する。
  - 緊急連絡先として本部長(理事)及び本部事務局長の携帯電話と電子メールを伝える。
  - 2. 災害対策本部は当初常任役員と理事事務局長及び事務所職員の8名で構成する。その後必要に応じ理事が最小限の本部役員を追加 任命することが出来る。
  - 3. 災害対策本部の任期は概ね1年とするが、解散時期は常任役員会が決定する。
  - 4. 理事が災害対策本部の本部長を担い、事務局長や会計責任者等必要な担当役員を早急に任命する。
  - 5. 本部長が被災しその任を遂行できない場合は、直前理事がその任に当たる。

(被災地対策本部)

- 第 3 条 被災地が西日本区の場合、被災地対策本部の設置を理事が当該部長に指示する。
  - 被災地対策本部は原則として被災地の部長及び部キャビネットで構成するが、必要に応じて直前部長、次期部長、被災地クラブ会長等 を加えて構わない。
  - 2. また当該部長が被災し、被災地対策本部の責任を担えない場合は、直前部長又は他の適任者を理事が部長とも相談の上で指名する。
  - 3. 被災地対策本部はワイズ関係者や YMCA 関係者の被災状況を早急に確認し、必要な情報を西日本区災害対策本部や YMCA に通知すると共に緊密な連携を図る。被災地で緊急に必要となる支援物資や被災者支援ニーズを確認し、災害対策本部と連携して被災者支援体制を構築し、災害復旧に努める。任期は区の対策本部と連動させ、解散時期は関係者が協議して決定する。

(緊急災害支援金)

第 4 条 災害対策本部は災害の状況を把握したうえで、災害発生から5日以内に緊急災害支援金の支給額を仮決定する。その後地域奉仕・環境事業(以下 CS と略す)主任に指示し、緊急の CS 事業委員会を開催(電話・メールも可)し、緊急災害支援金の金額、支出項目等を決め西日本区事務所に送金を依頼する。災害発生から原則10日以内に被災地に届ける。緊急災害支援金は原則として CS 資金より拠出し、災害状況に応じ災害対策本部と CS 事業委員会で決定する。

(緊急災害支援物資)

第 5 条 災害対策本部は被災地対策本部や YMCA と協議して、災害支援物資について必要項目、必要量、優先度等を確認する。また 被災地までの集配体制、輸送方法等を検討した上で、西日本区の各クラブに呼び掛け、適時に被災地に届ける調整を図る。災害支援物 資は時間の経過と共に変化するので、被災地対策本部や YMCA と確認を取りながら各クラブに協力要請する。

(災害復旧ボランティア)

第 6 条 災害対策本部は被災地対策本部や YMCA と協議して、被災地のニーズに応じボランティアの呼びかけ、応募方法の指示、受け入れ態勢の確認などの調整を図る。なお、必要な場合は YMCA とも相談してバスによるボランティアの送り込みなどの方策を講じて被災地支援を検討する。また YMCA のリーダーによる支援が不可欠な場合に、リーダーの経済的負担を考慮しワイズの補助やバス手配等の支援を検討する。また、ワイズ以外の一般の方がボランティアとして一緒に参加出来る事も検討する。

初期の災害復旧のボランティアが一段落した後には、被災者への精神的な支援その他ボランティアのニーズも変化してくるので、被災 地対策本部とも連携して対応する。

災害対策本部は、災害復旧ボランティアの健康と安全に配慮し、且つ不慮の事故に対する手配、補償について考慮を要する。

(長期の災害支援)

第 7 条 災害対策本部は災害発生から概ね半年を経た時点で、これ迄の災害対策の実施状況や被災地の復旧状況等を評価して、西日本区としての今後の支援体制を検討する。災害対策本部を解散する前に、被災地対策本部や YMCA と協議して今後 5 年程度先までの長期の災害支援の在り方を検討し、西日本区の役員会にこれまでの状況と合わせて報告し、了解を求める。これらの災害対策本部の今後の災害支援の方向に関する総括は、次期理事の方針・実行計画に可能な限り反映するよう努める。

2年目以降の災害復旧支援金等の支援策については、その時の理事が理事目標に掲げ役員会・代議員会の承認と各ワイズの理解・協力 を得て進める。

(広報活動)

第 8 条 西日本区としての緊急災害対応については、災害対策本部が各部長等の役員やメール委員を通じて情報を流すが、それらの情報を含め、被災地の状況や災害支援の状況を内外に発信するために、広報・情報委員会に依頼して西日本区ホームページに掲載するよう努める。

ワイズや YMCA が行う活動の中で注目すべきものは、外部の広報機関に取り上げてもらう等の努力をする。また YMI 翻訳編集委員の協力を得て、世界のワイズへの情報発信にも努める。なお、毎月発行する理事通信にも必要な情報は発信し西日本区内ワイズの理解を共有する。

2019年4月6日 制定 2019年7月1日 施行